

## ★保育料の寡婦（夫）控除のみなし適用について★

認可保育施設  
幼稚園等 } における保育料の寡婦（夫）控除のみなし適用を開始します。

佐伯市では平成30年9月から、認可保育施設、幼稚園等の保育料について、婚姻歴のないひとり親世帯を対象に、税制上の寡婦（夫）控除のみなし適用を開始します。該当する世帯は、以下の書類を添えてこども福祉課に申請していただくことにより、保育料が減額される場合があります。

### ○ 対象となる世帯

- 佐伯市で、認可保育園、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園に通っている子がいる、婚姻歴（事実婚含む）のない母又は父であること。
- 上記の子は、総所得金額等が38万円以下で、他の人の扶養親族になっていないこと。
- 父の場合は、前年中の合計所得金額が500万円以下であること。

### ○ 申請に必要な書類

- 申請書、印鑑
- 場合によっては、申請者・子の戸籍全部事項証明、住民票の写し、所得課税証明書など

### ○ 注意事項

- みなし適用を受けても、利用者負担額が変わらない場合もあります。
- 適用となった場合、平成30年12月31日までの申請に限り年度内（平成30年9月利用分より）に遡って適用します。平成31年1月以降は申請日の翌月以降の適用となり、遡っての適用はしません。
- みなし適用は、毎年9月の保育料再算定や利用者負担額の変更により、適用が終了となります。適用終了後もみなし適用を希望される場合は、更新の手続きが必要です。
- みなし適用を受けても、税額そのものは変更になりません。
- 虚偽の申請をされた場合、みなし適用が取り消されるほか、利用者負担額の減免分など全額返済していただくこととなります。

〈お問い合わせ〉

佐伯市役所 こども福祉課 こども福祉係

TEL 22-3972

佐伯市教育委員会 学校教育課 学事係

TEL 22-4064